

各戸配布

水道料金（基本料金）の減免を延長します

昨今の世界情勢や円安に端を発した物価高の影響を踏まえ、村民及び事業者の皆様への支援目的に、村営水道加入者の水道基本料金の減免（4月～9月）を実施していますが、令和8年3月分まで減免期間を延長いたします。

木祖村長 奥原 秀一

【対象期間】

令和7年4月から令和8年3月検針分までの
12ヶ月分水道料金（基本料金のみ）

【減免内容】

水道の減免対象は以下のとおり基本料金部分となります。（特別給水は対象外）

【水道料金使用料】

基本料金（10 m³まで）

口 径	基本料金
1 3 m m	1, 8 7 0 円
2 0 m m	2, 0 2 4 円
2 5 m m	2, 1 1 2 円
3 0 m m	2, 2 2 2 円
4 0 m m	2, 2 9 9 円
5 0 m m	3, 3 5 5 円
7 5 m m	4, 7 8 5 円

今回減免対象

超過料金

水 量	料 金 1 m ³ につき
1 1 m ³ ～2 0 m ³	1 4 3 円
2 1 m ³ ～4 0 m ³	1 6 5 円
4 1 m ³ ～6 0 m ³	1 8 7 円
6 1 m ³ ～	2 0 9 円

通常通り請求

※基本使用料でのご使用いただける範囲（10 m³）を超えた超過料金部分は通常通りの請求となります。

※今回の減免は水道料のみとなり、下水道料は減免となりませんのでお願いいたします。

【申請手続き】

今回の減免にかかる申請手続きは不要です。

4月検針分（口座振替令和7年5月25日引き落とし分・納付書 令和7年5月15日発行分）から令和8年3月検針分（口座振替 令和8年4月24日引き落とし分・納付書 令和8年4月15日発行分）が減免の対象となります。

例）水道メーターの口径が13mmで、使用水量が20m³の場合

区 分	通常料金	減免期間中
基本使用料（10 m ³ まで）	1, 8 7 0 円	0 円
超過料金（従量料金）（10 m ³ 以上）	1, 4 3 0 円	1, 4 3 0 円
合計	3, 3 0 0 円	1, 4 3 0 円

※減免対象者は、住民登録をしてある村民及び村内事業者また、超過料金が加算される水道加入者となります。公的機関については、対象外となります。

※ご不明な点等ありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】木祖村役場 建設水道課 水道係

TEL：0264-36-2001